

平成 27 年度 10 回福岡市開発審査会会議録

開催日	平成 28 年 2 月 29 日（月） 午後 4 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで	場所	15 階 1505 会議室
出席者	委員	多賀会長、千綿委員、井原委員、川上委員、柴田委員	
	福岡市	梅崎課長、渡邊係長、岡田係長、牛尾係員	

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

第 20 号議案

〈社会福祉施設〉

（質疑応答）

○ 【別紙 2】の連携施設における「仕事の提供」とはどのようなものか。

△ 畑での農作業、空き缶リサイクル作業などである。

○ サービス事業とあるが、サービスとは障がい者の方が何らかの手伝いを提供することか。または、連携施設の協力により本施設側が入居者に提供するサービスということか。

△連携施設の協力により本施設側が支援することで、入居者（障がい者）が生活援助等の支援を受けるものである。

既設施設から移転し本施設に住むとなると、一時期不安となるが、地域が連携することにより安定した環境の中で落ち着いた生活が送ることができるものと考えられる。

○既存施設（クレパス）の人員は何人か。全員がこの施設に移転するのか。

△定員は 30 名であるが、現在は 30 名以上を受け入れている状態である。また同系列の大濠の既存施設も定員をオーバーしている。全員が移転するものではなく、既存施設（クレパス）は残る。

○隣接地は個人の住宅か。

△そのとおり。

○近隣に住宅があることについて問題はないのか。

△落ち着いた環境は必要だが、一方で地域で（継続的に）生活していくための支援としては、隔離され過ぎない環境の方が好ましい面もあるとのことである。

○行政単位の施設か。また、福岡市内にはこのような施設は 2 か所のみか。

△行政単位で整備する施設である。福岡市内には複数あるがその施設数は少ない。福岡市内どこでもよいということではなく、早良区のこの計画地周辺の調整区域内で 30 名程不足している状況であるため、本申請地となった。

○市街化を促進させる施設ではない施設であると考ええる。

（採決）

○ 承認する。

第 21 号議案

〈相当期間適正に利用された建築物の用途変更〉

(質疑応答)

- 既存権利により建築された建築物ということだが、既存権利の確認はどのようにしたのか。
- △ 既存権利届の記録台帳があり、それにより確認できる。
- 使用者の変更承認後の手続きについて。売買等は決まっているのか。
- △ 申請者（既存権利届出者の配偶者）は久留米市に在住しており、管理できないため、処分できるように今回の承認を得ようとしている。具体的な売買等については未定である。

(採決)

- 承認する。

第 22 号議案

〈相当期間適正に利用された建築物の用途変更〉

(質疑応答)

- 今後の建築物の床面積の限度はどのようなになるのか。
- △ 昭和 47 年の許可等（既存権利の申請による建築許可及び建築確認）が基準となり、この時点の床面積の 1.5 倍が建替え時の床面積の限度となる。この限度を超える場合は再度開発審査会に附議することとなる。
- このままだと危険ということか。
- △ 現在管理されていないため火事等が懸念されている。
- この建築物は、審査会の承認（属人性解除）を得た後に解体し再建築するのか。
- △ 属人性解除前にこの建築物解体されると開発審査会に附議する建築物が無い場合、属人性解除の手続きができないことになる。

(採決)

- 承認する。